

佐賀県告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年三月二十五日から平成二十三年四月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前 の幅員 メートル	延長 メートル
	区	間		
一般国道 二〇七号	杵島郡江北町大字山口字五本 松九七八番地先から 杵島郡江北町大字八町字上古 川内六五四番地先まで	杵島郡江北町大字山口字五本 松九七八番地先から 杵島郡江北町大字八町字上古 川内六五四番地先まで	後 一八・〇 、 一〇・七	三八〇・五
	杵島郡江北町大字山口字五本 松九七八番地先から 杵島郡江北町大字八町字上古 川内六五四番地先まで	杵島郡江北町大字山口字五本 松九七八番地先から 杵島郡江北町大字八町字上古 川内六五四番地先まで	前 二〇・〇 、 九・五	三八〇・三